

2025年3月28日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 尾 板 裕 介
(コード番号：2743 東証スタンダード)
問 い 合 っ せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出いたしました2024年12月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効ではない旨の記載をしておりますので、お知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

2024年11月12日に第三者による特別調査委員会から受領した調査報告書により、2019年から2023年当時、当社子会社であったピクセルエステート株式会社（以下「PXE」という。）で行われていた太陽光発電事業において、前代表取締役社長（以下「前社長」という。）が、同事業における土地や権利等の取得のための前渡金の支出を伴う取引を偽装し、PXEの資金を流出させていたこと、また、支出した資金の一部は、前社長の借入金の返済に充てられたこと（以下「本件不正支出」という。）などが判明し、長期間にわたり不適切な会計処理が行われていたことなどが明らかになりました。加えて、前社長は、2019年から2022年までに行った自身の金銭消費貸借契約締結に際し、取締役会の承認を得ずに、当社を代表して連帯保証契約を締結していたことが判明しました。

これらは、当社の全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制に重要な不備があったことも一因であると認識しています。

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

当事業年度の末日までには是正されなかった理由は、調査委員会からの調査報告書を受領した2024年11月12日から事業年度の末日までには、再発防止策を整備し運用する期間を十分確保できなかったためです。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会から受領した調査報告書の再発防止策の提言事項を参考に、以下の再発防止策を策定、実行の上、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- (1) 役員体制の見直し
- (2) 役員選任基準、役員選任プロセスの見直し
- (3) 権限集中の解消と牽制機能の強化

- (4) コンプラ重視の企業風土への改革
- (5) 独立した監査機能の強化
- (6) 社内規定の整備と運用の徹底
- (7) 役員と関係のある会社との取引の制限
- (8) 子会社管理の徹底
- (9) 内部通報制度の活性化

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する連結財務諸表等への影響につきましては、2024年12月期の有価証券報告書に反映させております。引き続きご報告すべき事項が生じた場合には改めてご報告させていただきます。

5. 連結財務諸表及び財務諸表の監査報告における監査意見

限定付適正意見となっております。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以上